

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地
高 島 株 式 会 社
代表取締役社長 高 島 幸 一

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおりに開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tak.co.jp/ja/index.html>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8007/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) において、賛否をご入力の場合、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]


議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

敬 具

- 1 日 時 2024年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 2 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス2階「天空B」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
- 3 目的事項 報告事項 1. 第136期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第136期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 4 招集にあたっての決定事項
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上


- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 当社は、株主の皆様とのさらなるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで株主総会参考書類等の主要なコンテンツ・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマート招集」を導入しています。



**スマート
招集**

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8007/>



- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきます予定ですので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い
申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会に
ご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



**インターネット等で議決権
を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案
の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時入力完了分まで



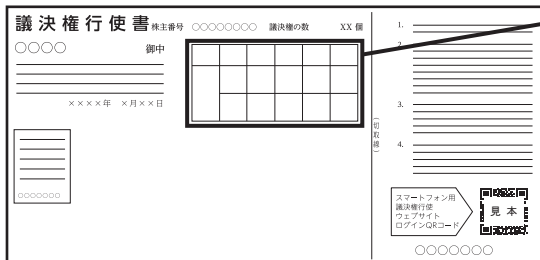
**書面（郵送）で議決権を
行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対す
る賛否をご表示のうえ、ご返送
ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

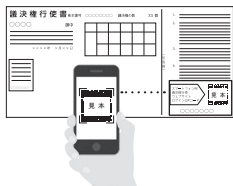
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

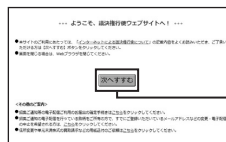
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、プライム市場の上場維持基準適合に向けた計画書及び2026年3月期を最終年度とする中期経営計画「サステナV（バリュー）」において親会社株主に帰属する当期純利益1,900百万円、ROE8.0%以上、ROIC6.0%以上の達成を目標として掲げております。

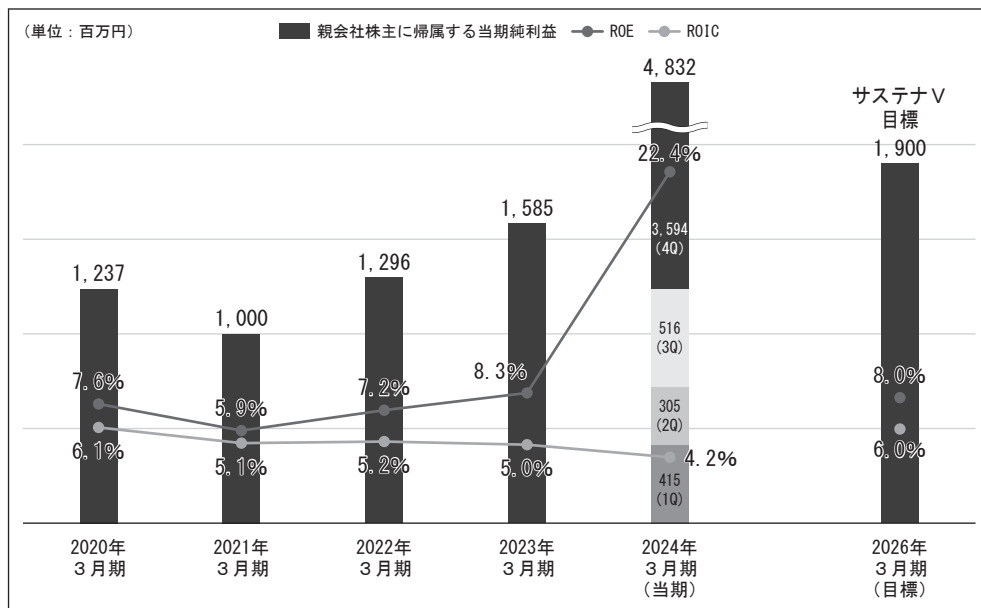
当連結会計年度における当社グループの売上高は90,120百万円（前連結会計年度比13.1%増）、営業利益は1,748百万円（同0.9%減）、経常利益は2,004百万円（同3.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,832百万円（同204.8%増）となりました。ROEは22.4%となり資本コストを上回り、ROICは4.2%となりWACCを下回りました。当期においては、賃貸ホテル等の売却益4,773百万円の影響で親会社株主に帰属する当期純利益が前連結会計年度比で大幅に増加し、それに伴い投下資本も膨らんだ結果ROICが減少しました。また、有利子負債に対する時価総額の割合が増えたことによりWACCが上昇しております。

(単位：百万円)

	前期	当期	増減額	増減率
売上高	79,683	90,120	10,436	13.1%
営業利益	1,764	1,748	△16	△0.9%
経常利益	1,939	2,004	64	3.3%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,585	4,832	3,246	204.8%
ROE	8.3%	22.4%	14.1pt	—
ROIC	5.0%	4.2%	△0.8pt	—
株主資本コスト	5.6%	5.7%	0.1pt	—
WACC	3.9%	4.5%	0.6pt	—

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 増減率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

親会社株主に帰属する当期純利益の推移



セグメント間取引の消去前のセグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、2023年4月1日付で実施した組織変更に伴い、第1四半期連結会計期間より、従来「産業資材」に区分していた高島株式会社の機能資材関連分野のうちビルメンテナンス事業および膜構造関連分野を「建材」に変更しております。前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

<セグメント売上高>

(単位：百万円)

セグメント	前期		当期		増減額	増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比		
建材	46,003	57.7%	58,177	64.4%	12,173	26.5%
産業資材	16,185	20.3%	17,174	19.0%	989	6.1%
電子・デバイス	17,322	21.7%	14,795	16.4%	△2,526	△14.6%
賃貸不動産	201	0.3%	167	0.2%	△34	△17.1%
合計	79,712	100.0%	90,315	100.0%	10,602	13.3%
調整額	△29	—	△194	—	—	—
連結財務諸表計上額	79,683	—	90,120	—	10,436	13.1%

(注) 調整額はセグメント間取引の消去であります。

<セグメント利益>

(単位：百万円)

セグメント	前期		当期		増減額	増減率
	営業利益	構成比	営業利益	構成比		
建材	424	24.1%	866	49.0%	441	104.0%
産業資材	182	10.4%	399	22.6%	216	118.7%
電子・デバイス	1,031	58.6%	400	22.6%	△631	△61.2%
賃貸不動産	122	6.9%	102	5.8%	△20	△16.6%
合計	1,761	100.0%	1,768	100.0%	6	0.4%
調整額	3	—	△20	—	—	—
連結財務諸表計上額	1,764	—	1,748	—	△16	△0.9%

(注) 調整額はセグメント間取引の消去であります。

①建材セグメント

建設資材関連分野は、物流施設や工場向け等の工事受注案件が大きく寄与し、売上高が増加しました。再生可能エネルギー資材分野は、産業用、住宅用ともにエネルギーコスト増やゼロカーボン社会実現への需要が高まり、自家消費を目的とした機器導入拡大により売上高が増加しました。断熱資材関連分野は、資材販売に加え、工事案件獲得が寄与し売上高が増加しました。住宅資材関連分野は、建築コスト上昇による戸建住宅着工減の影響を受け、売上・利益面ともに厳しい結果となりましたが、新エネルギー流通システム(株)及び岩水開発(株)の連結子会社が寄与し、セグメント全体として増収増益となりました。

この結果、建材セグメント全体の売上高は、58,177百万円（前連結会計年度比26.5%増）、セグメント利益は866百万円（同104.0%増）となりました。

②産業資材セグメント

樹脂関連分野は、自動車部材用の物流資材や建築用加工資材の伸長に加え、ターゲット領域である医療関連の成型加工品の受注が拡大し、増収増益となりました。繊維関連分野は、アパレル関連は大幅な減収減益となりましたが、産業用繊維資材や防衛省向け縫製加工品等が順調に推移し増益となりました。また、(株)信防エディックスの連結子会社化も寄与し、セグメント全体としては増収増益となりました。

この結果、産業資材セグメント全体の売上高は17,174百万円（同6.1%増）、セグメント利益は399百万円（同118.7%増）となりました。

③電子・デバイスセグメント

当期はコロナ後の消費動向変化に伴い、民生電子機器市場が世界的に減速したことで、市場全体に製品在庫が積み上がりました。加えて、前期における長期間に亘る電子部品の供給不足の反動により、主要顧客においても部品在庫が積み上がった影響を大きく受け、減収減益となりました。

この結果、電子・デバイスセグメント全体の売上高は14,795百万円（同14.6%減）、セグメント利益は400百万円（同61.2%減）となりました。

④賃貸不動産セグメント

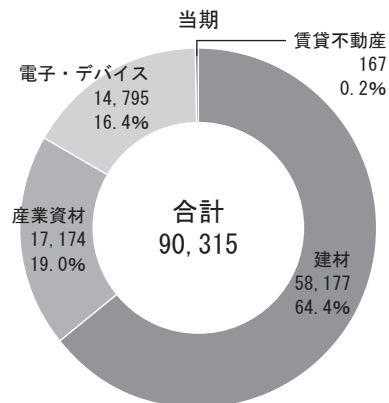
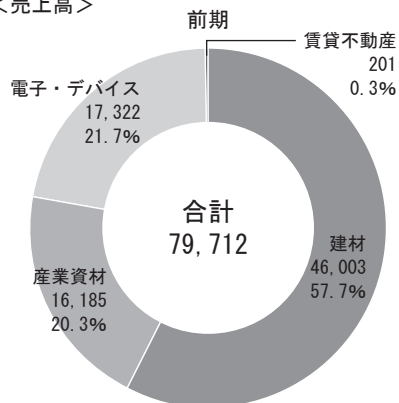
2024年1月において賃貸ホテルの売却を行っており、売上高、セグメント利益ともに減収減益となりました。

この結果、賃貸不動産セグメント全体の売上高は167百万円（同17.1%減）、セグメント利益102百万円（同16.6%減）となりました。

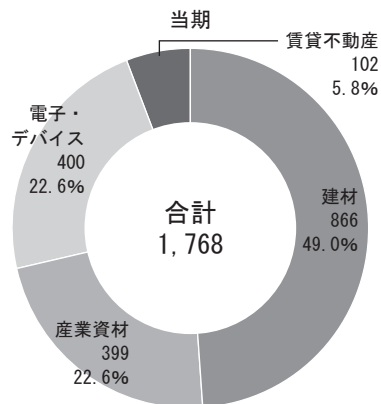
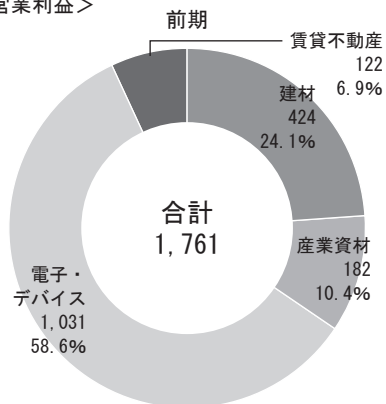
売上高、営業利益のセグメント別構成比は次のとおりです。

(単位：百万円)

<売上高>



<営業利益>



2. 資金調達状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

重要な固定資産の売却、撤去、減失

当連結会計年度において、賃貸不動産事業における賃貸ホテルの売却を行っております。

4. 重要な企業再編等の状況

当社は、2023年6月2日付で岩水開発株式会社の全株式を取得し、連結子会社としており、同日付で岩水開発株式会社が全株式を所有する株式会社ナルトエスピー工業、2024年1月5日付で当社連結子会社の株式会社レストが全株式を取得した株式会社ファミールをそれぞれ連結子会社としております。また、2024年1月19日付で高島インダストリーズ株式会社を設立し、同社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。一方、当連結会計年度において清算が終了したため、TAKASHIMA (U. S. A), INC. を連結の範囲から除外しております。

5. 対処すべき課題

当社グループでは、2023年4月より中期経営計画「サステナV（バリュー）」（2023年4月より2026年3月までの3ヵ年計画）を遂行しております。

「サステナV（バリュー）」では、「カーボンニュートラル社会の実現」に向けて変化する、市場の成長機会を捉えた戦略組み立てによる価値創造を通じ、サステナ社会への適応と持続的成長を同時実現することを目指します。

市場成長機会と捉えている、サステナブルな社会の実現に貢献する「省エネ化」・「省力化」のニーズに対して、ターゲット市場で必要な機能・ソリューションを提供する機能商社として価値を創造、提供してまいります。価値創造を繰り返すことにより、機能商社として一大飛躍することを目指し、持続的な成長を図ってまいります。

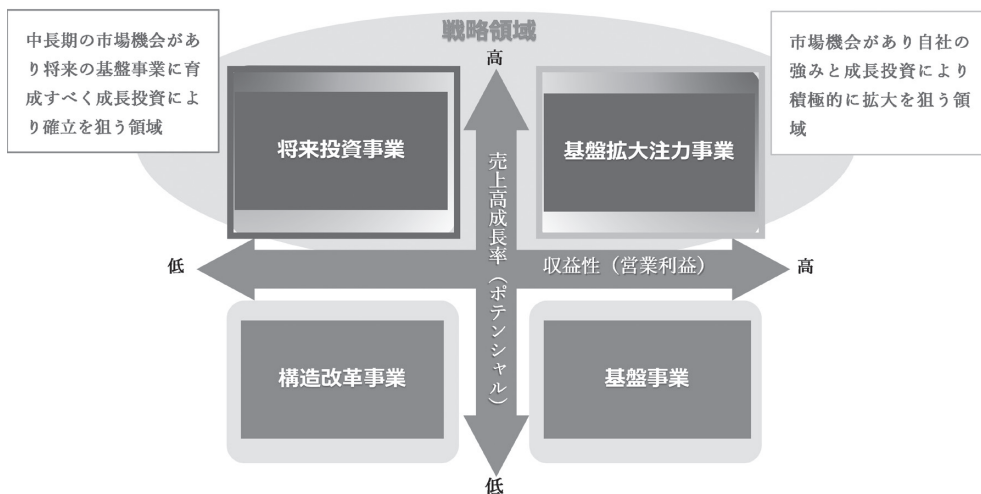
【中期経営計画 目標とする経営指標】

	2026年3月期
親会社株主に帰属する当期純利益	19億円
ROE	8%以上
ROIC	6%以上
総還元性向	50%

事業ポートフォリオとして、縦軸に売上高成長率・ポテンシャルを置き、横軸に収益性・

営業利益を置き、成長性と収益性の向上の両面を見据え、右上の基盤拡大注力事業と左上の将来投資事業を戦略領域と設定いたしました。投資枠としては「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」にて2022年3月期から2026年3月期の投資枠として設定した70億円を100億円超へと拡大したものを、さらに150億円へと拡大いたしました。事業ポートフォリオの戦略領域に経営資源を投入してまいります。

戦略領域では、これまで培ってきた様々な機能を基に、将来的に大きな成長が見込める「省エネ化ニーズ」とターゲット市場において成長が顕在化している「省力化ニーズ」に焦点をあてております。具体的には、太陽光パネル、蓄電システム、V2H・急速充電器などの「再生可能エネルギー関連事業の拡大」、断熱材、省エネデバイスのモジュール化やアセンブリなどの機能を発揮し「省エネルギー関連事業の拡大」、精密機器向け物流資材などの「環境対応」、耐火・断熱・耐震等の機能建材、省力工法などの「省力化貢献関連事業の拡大」などを推進してまいります。



2024年3月期は中期経営計画「サステナV（バリュー）」の初年度でありました。

初年度においては、戦略領域を中心とした既存事業の拡大成長とともに、複数のM&Aを実行し、利益成長を図ってまいりました。

一方で、資本生産性向上のために、複数の投資の実行とともに、政策保有株式売却、不動産売却を実行し、戦略領域に経営資源を集中させるアセットアロケーションの見直しを実施いたしました。

アセットアロケーションの見直しに伴い、中期経営計画「サステナV（バリュー）」作成時に100億円超と設定していた投資枠を150億円へと拡大し、さらなる成長に向けた投資を検討してまいります。

		方針	進捗
企業価値の向上	利益成長	収益性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■既存事業の持続的成長・利益基盤の底上げ <ul style="list-style-type: none"> - 戦略領域を中心に既存事業の拡大 ■4件のM&A実行による成長 <ul style="list-style-type: none"> - M&A先業績の通年寄与（新エネルギー流通システム、信防エディックス） - M&Aの実行（岩水開発、ナルトエスピー、ファミール）
		トップラインの成長	<ul style="list-style-type: none"> ■戦略領域への投資を加速、事業（売上高）を成長
		人財投資	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期人財マネジメント戦略の策定・実行 <ul style="list-style-type: none"> - グループ人的資本の可視化 - 経営人財（キャリア型人財）、グローバル人財、営業人財、高度専門人財の採用・人財開発策 - エンゲージメント向上策
企業価値の向上	資本生産性向上	事業投資・設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ■成長投資への資本配分：投資枠を100億円超へ拡大 ■総資産回転率、財務レバレッジ（有利子負債活用）などの資本効率を意識し、積極的な投資を実行
		株主還元	<ul style="list-style-type: none"> ■資本効率性を意識した株主還元方針（総還元性向50%） ■機関投資家との対話関係づくりや各種IRツールを通じた情報発信強化注力
			<ul style="list-style-type: none"> ■政策保有株式売却、不動産売却によるアセットアロケーションの見直し ■アセットアロケーションの見直しに伴い、投資枠を150億円へと拡大
		<ul style="list-style-type: none"> ■普通配当＋特別配当による還元 ■自己株式の取得 ■各種IR活動の実施 	

また、東京証券取引所の市場再編に際し、プライム市場に移行することが当社の企業価値を向上させ、中長期的に持続的な成長の実現に資するものとの考えに基づき、プライム市場を選択しております。しかしながら、その上場維持基準には達していなかったため「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出しておりました。

当社の2024年3月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況はその推移を含め、以下のとおりとなっており、東京証券取引所による適合判定通知を受け、これまで基準を充たしていなかった「流通株式時価総額」について基準を充たし、全ての基準に適合したことを確認いたしました。

		流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均 売買代金
当社の 適合状況 及び その推移	2021年6月30日 時点※1	27,185単位	47.9億円	59.7%	683万円
	2022年3月31日 時点※2	27,058単位	63.4億円	60.1%	1,206万円 (2021年12月 31日時点)
	2023年3月31日 時点※1	28,236単位	82.4億円	63.2%	3,332万円 (2022年12月 31日時点)
	2024年3月31日 時点※1	109,247単位	143.7億円	61.5%	7,180万円 (2023年12月 31日時点)
プライム市場 上場維持基準		20,000単位 以上	100億円以上	35%以上	2,000万円 以上
2024年3月31日時点適合状況		適合	適合	適合	適合

※1 当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況をもとに算出を行ったものです。1日平均売買代金は、東京証券取引所より受領した「上場維持基準（売買代金基準）について」に記載されている1日平均売買代金をもとに記載しています。

※2 当社が算出を行ったものです。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第133期 (2020年度)	第134期 (2021年度)	第135期 (2022年度)	第136期 (2023年度) (当連結会計年度)
売 上 高	80,625	74,054	79,683	90,120
営 業 利 益	1,395	1,547	1,764	1,748
経 常 利 益	1,513	1,840	1,939	2,004
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,000	1,296	1,585	4,832
1株当たり 当期純利益(単位：円)	55.53	72.04	88.73	272.98
総 資 産	42,121	45,176	53,060	60,409
純 資 産	17,454	18,477	19,539	23,578

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 第133期まで役員向け株式交付信託制度を導入しており、第133期の純資産額には、役員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として計上しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第134期の期首から適用しており、第134期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
5. 2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、第133期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
シーエルエス株式会社	50 百万円	100 %	人工皮革・合成皮革等の各種資材、製品の販売
タクセル株式会社	495	100	プラスチック成形品の製造・販売
ハイランド株式会社	70	100	縫製加工製品の開発・製造・販売、膜構造の設計・加工及び産業・医療用物流資材の販売
アイタックインターナショナル ジャパン株式会社	340	100	電子部品、電子機器他の販売、生産技術・品質管理支援
新エネルギー流通システム 株式会社	11	100	電気工事の設計・施工、オール電化製品や太陽光発電システムの電気工事、太陽光発電システム販売
岩水開発株式会社	110	100	建築基礎工事、土木工事、地盤調査、設計、フランチャイズ事業
iTak (International) Limited	千香港ドル 100,000	100	電子部品、電子機器の販売、生産技術・品質管理支援
iTak International (Thailand) Limited	千タイバート 130,000	100	電子部品、電子機器の製造及び販売
iTak International (Shanghai) Limited	千人民元 1,655	100	電子部品、電子機器他の販売

(注) 2023年6月2日に岩水開発株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

8. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

セグメント別	主要製品又はサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連商材、設備機器、環境対応関連商品、テント倉庫、省エネ照明、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、新幹線・在来線などの車輛用部材、合成繊維、繊維製品、人工皮革製品、アパレル製品、医療用物流資材、その他工業資材
電 子 ・ デ バ イ ス	電子部品、電子機器
賃 貸 不 動 産	保有不動産賃貸

9. 主要な営業所（2024年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社 大 阪 支 店 名 古 屋 支 店 北 海 道 営 業 所 東 北 営 業 所 中 国 営 業 所 九 州 営 業 所 四 国 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区 大 阪 府 大 阪 市 愛 知 県 名 古 屋 市 北 海 道 札 幌 市 宮 城 県 仙 台 市 広 島 県 広 島 市 福 岡 県 福 岡 市 香 川 県 高 松 市
シーエルエス株式会社	本 社 東 京 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市 東 京 都 千 代 田 区
タクセル株式会社	本 社 及 び 工 場	栃 木 県 栃 木 市
ハイランド株式会社	本 社 工 場	東 京 都 千 代 田 区 栃 木 県 那 須 塩 原 市
アイタックインターナショナル ジ ャ パ ン 株 式 会 社	本 社 大 阪 支 店	東 京 都 新 宿 区 大 阪 府 大 阪 市
新エネルギー流通システム 株 式 会 社	本 社 埼 玉 支 店 盛 岡 支 店 京 都 支 店 仙 台 支 店	福 岡 県 大 野 城 市 埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 手 県 盛 岡 市 京 都 府 京 都 市 宮 城 県 仙 台 市
岩水開発株式会社	本 社	岡 山 県 岡 山 市
iTak (International) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 香 港
iTak International (Thailand) Limited	本 社 工 場	タ イ 王 国 バ ン コ ク タ イ 王 国 チ ョ ン プ リ
iTak International (Shanghai) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 上 海

10. 従業員の状況（2024年3月31日現在）

事業名	従業員数	前期末比増減
建築資材	454(84)	174
電子・デバイス	205(111)	△2
賃貸不動産	425(225)	△16
貸貨	1(0)	0
全社（共通）	77(34)	△4
合計	1,162(454)	152

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
 4. 建材事業の従業員数が前事業年度末に比べ174名増加しましたのは、2023年6月2日付で岩水開発株式会社及びナルトエスピー工業株式会社、2024年1月5日付で株式会社ファミールを連結子会社化したためであります。

11. 主要な借入先（2024年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,421
株式会社中国銀行	1,146
株式会社三井住友銀行	1,140
株式会社百十四銀行	673
株式会社伊予銀行	647
三井住友信託銀行株式会社	620

(注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月2日付で岩水開発株式会社の全株式を取得し、連結子会社としており、同日付で岩水開発株式会社が全株式を所有する株式会社ナルトエスピー工業、2024年1月5日付で当社連結子会社の株式会社レストが全株式を取得した株式会社ファミールをそれぞれ連結子会社としております。また、2024年1月19日付で高島インダストリーズ株式会社を設立し、同社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。一方、当連結会計年度において清算が終了したため、TAKASHIMA (U. S. A), INC. を連結の範囲から除外しております。

II. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 56,000,000株
2. 発行済株式の総数 17,302,252株（自己株式460,640株を除く）

（注）2024年2月に実施した自己株式の消却により発行済株式の総数（自己株式を含む）は前期末に比べ102,200株減少しております。

3. 株主数 10,223名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
高島取引先持株会	2,174	12.57
平和株式会社	760	4.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	662	3.83
東京海上日動火災保険株式会社	412	2.38
J P モルガン証券株式会社	403	2.33
株式会社クラレ	402	2.33
高島従業員持株会	345	2.00
旭化成建材株式会社	326	1.88
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	281	1.62
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	258	1.49

- （注）1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、自己株式を460,640株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項

2023年10月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を4株に分割）に伴い、発行済株式総数及び発行可能株式総数はそれぞれ下記の通り増加しております。

株式分割により増加した株式数	13,398,819株
株式分割後の発行済株式総数	17,865,092株
株式分割後の発行可能株式総数	56,000,000株

- （注）2024年2月に実施した自己株式の消却により発行済株式の総数（自己株式を含む）は17,865,092株から17,762,892株へ減少しております。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）に対して、役位に応じて譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を採用しており、当事業年度中に交付した株式数は次の通りであります。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	22,308株	4名
社外取締役 （監査等委員を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

（注）当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、上記の交付株式数については当該株式分割に係る調整後の数で記載しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長 社長執行役員	
後藤 俊夫	取締役 専務執行役員 電子・デバイス事業本部長	iTak (International) Limited 代表取締役社長
山本 明	取締役 常務執行役員 建材事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 監査役
鈴木 隆博	取締役 常務執行役員 経営管理本部長	
宇治田 明史	取締役 (監査等委員・常勤)	
桃崎 有治	取締役 (監査等委員)	桃崎有治公認会計士事務所代表 株式会社プロジェクトホールディングス社外取締役 (監査等委員)
篠 連	取締役 (監査等委員)	シナネンホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)
青木 寧	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 宇治田明史氏、取締役 (監査等委員) 桃崎有治氏、取締役 (監査等委員) 篠連氏及び取締役 (監査等委員) 青木寧氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 宇治田明史氏、取締役 (監査等委員) 桃崎有治氏、取締役 (監査等委員) 篠連氏及び取締役 (監査等委員) 青木寧氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宇治田明史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
・2023年6月23日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって、取締役高垣康孝氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
7. 当社は、保険会社との間で取締役、子会社役員及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されません。

2. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。また、取締役報酬の客観性とその説明責任を十分に果たすことを目的に、代表取締役社長と非業務執行取締役全員で構成し非業務執行取締役を委員長とする報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議に関する内容について諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決議方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであるとして判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役報酬制度の透明性を担保し、当社グループの企業価値向上に資する人材を登用できるに足る報酬制度を前提に、個々の取締役報酬については、他社水準、従業員給与等とのバランスを考慮し、部分的に短期業績及び個人貢献度を評価することで、役位に応じた適切な報酬水準となることに重点を置いております。また、連結グループ業績の向上を意識した経営となるよう利益連動金銭報酬制度を導入し、あわせて中長期において持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を明確化させるため譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。各報酬の割合に関しては、中長期的な経営成績を重視し固定報酬の比率を高めめに設計し、概ね固定報酬55%：変動報酬30%：株式報酬15%を目安としております。

a. 基本報酬に関する方針

固定報酬と業績報酬で構成されております。固定報酬は、役位別に定めた額を、業績報酬は、役位別に定めた基準業績報酬に前事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた業績報酬係数と個人別貢献度係数を乗じた額を、年額とし12分割した額を毎月支給しております。個人別貢献度係数については、諮問委員会の審議により決定しております。

b. 利益連動金銭報酬に関する方針

利益連動金銭報酬を計上した後の「親会社株主に帰属する当期純利益」が10億円以上の場合に当社の対象取締役に対して支給するものとし、「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じて支給率を定め、その支給率を乗じ代表取締役社長への個別支給額を算出いたします。次にそれ以外の各対象取締役への支給額につきましては、代表取締役社長への個別支給額にあらかじめ定められた役位別係数を乗じて算出いたします。各対象取締役への支給は、株主総会の日以後1か月以内に支給することとしております。ただし、支給総額は100百万円を限度としております。

ｃ．株式報酬に関する方針

取締役選任時（重任含む）に譲渡制限付株式を、役位別に定めた額に相当する株式を付与しております。なお、譲渡制限は取締役退任時に解除されます。支給総額は年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、2023年9月30日を基準日として、同年10月1日をもって、当社の普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割をしたことに伴い、当該総数は、年80,000株以内となっております。）としております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	218 (-)	99 (-)	100 (-)	19 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	37 (37)	37 (37)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	256 (37)	136 (37)	100 (-)	19 (-)	9 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は4,832百万円であります。当該指標を選じた理由及び算定方法等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ. 6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第130回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額320百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、7名です。また、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会において、利益連動金銭報酬制度の改定及び、譲渡制限付株式報酬制度の導入の決議をいただいております。譲渡制限付株式報酬制度については当該報酬限度額とは別枠に年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、2023年9月30日を基準日として、同年10月1日をもって、当社の普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割をしたことに伴い、当該総数は、年80,000株以内となっております。）として支給いたします。利益連動金銭報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度の決議の対象となる、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）の員数は、6名です。

(4) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第128回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。

3. 社外役員に関する事項

	取締役（監査等委員）			
	宇治田明史	桃崎 有治	篠 連	青木 寧
(1) 重要な兼職先と当社との関係	—	(別記1)	(別記2)	—
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記3)	(別記3)	(別記3)	(別記3)
(4) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—	—
(5) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—	—

(別記1) 桃崎取締役は、桃崎有治公認会計士事務所代表及び株式会社プロジェクトホールディングス社外取締役（監査等委員）であり、各兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記2) 篠取締役は、シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であり、兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記3) 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況並びに発言状況

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 （監査等委員 ・常勤）	宇治田明史	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	企業経営、財務、リスク管理等に関する経験に基づいた発言を適宜行っております。取締役会では、企業価値に影響を及ぼす経営計画の策定や買収案件などの重要な事案について積極的、建設的に発言や提言を行いました。 また、グループ全体のリスク状況を把握したうえで監査活動を行うとともに、監査等委員会の委員長として実効性の高い委員会運営を行い、当社のガバナンス向上に貢献いたしました。 指名委員会、報酬委員会においても委員長として公正な委員会運営を行い、役員人事や役員の評価とそれに基づく報酬決定等についての議論を主導いたしました。

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	桃崎 有治	<p>当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>取締役会では、長年にわたり公認会計士として会計監査、経営コンサルティングに携わり、また他の会社の社外取締役や社外監査役を複数社経験していることから、コーポレートガバナンスや経営監査、リスクマネジメントに関する豊富な経験と高度な専門知識を活かし、当社グループにおける財務・会計、開示の在り方、内部統制及びリスクマネジメント、経営戦略、企業価値等に関して中長期的な視点から発言を行い、適切な経営の監督に反映させることにより、取締役会の実効性の向上に貢献しました。</p> <p>監査等委員会では、内部統制システムの整備・運用状況や三様監査の在り方、中期経営計画の進捗状況、監査法人の評価等に関して適宜発言を行い、監査等委員会の実効性の向上に貢献しました。</p> <p>報酬委員会では、企業理念や経営戦略に基づく中長期的な経営目標と整合的な報酬設計になっているかの視点から、役員報酬制度の透明性向上及び評価制度の効果的な運用に関する発言を行い、また、指名委員会では取締役会の構成や取締役社長サクセッションプラン、取締役候補者、執行役員候補者に関する発言を行い、これら委員会の透明性及び実効性の向上に貢献しました。</p>
取締役 (監査等委員)	篠 連	<p>当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>弁護士としての長年にわたる訴訟関係、リスクマネジメント等に関する専門的知識・経験に基づく意見等を述べ、さらに、他社での社外取締役の経験を活かし、コーポレートガバナンスに関する対応、リスクコンプライアンスに対する対応、重要討議事項等経営全般に関する事項に積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。</p>

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	青木 寧	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	大手消費財化学メーカーでの要職と社外団体での活動等の豊富な経験と見識に基づく意見等を述べ、当社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行うとの期待される役割に対し、取締役会における重要討議事項等経営全般に関する事項、事業改革やサステナビリティ経営の推進に関する事項、監査等委員会における重要な監査事項、並びに指名・報酬委員会における人財育成・報酬制度の課題に関し、積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。

4. 執行役員に関する事項（2024年4月1日現在）

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次のとおりです。

氏名	地位	担当
西 田 努	上席執行役員	産業資材事業本部長 兼 高島インダストリーズ株式会社代表取締役社長 兼 高島ロボットマーケティング株式会社 代表取締役社長
佐 脇 雅 也	上席執行役員	電子・デバイス事業本部 副本部長 兼 iTak (International) Ltd. 取締役
山 田 健 一	上席執行役員	建材事業本部 副本部長 兼 東日本統括部長
徳 本 貴 久	執行役員	経営管理本部 経営企画統括部長
押 川 正 裕	執行役員	岩水開発株式会社 代表取締役社長
田 中 仰	執行役員	建材事業本部 エネルギーソリューション事業推進統括部長
小 林 学	執行役員	高島インダストリーズ株式会社 取締役 兼 タクセル株式会社 代表取締役社長
福 岡 英 明	執行役員	経営管理本部 財務統括部長
高 橋 真 美	執行役員	高島インダストリーズ株式会社 取締役 兼 ハイランド株式会社 代表取締役社長
Leung Pik Man	執行役員	iTak (International) Ltd. 取締役COO

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額
45百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
45百万円

当社の重要な子会社のうちiTak (International) Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に対する監査等委員会の同意の理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査項目別監査時間や人員配置などの内容及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りなどの妥当性などを検討した結果、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、必要と認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものといたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
 - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
 - ii. 執行役員は、取締役会で定められた経営機構及び執行役員の職務分掌に基づいて業務及び職務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
 - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - i. 経営企画担当執行役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
 - ii. 経営企画担当執行役員は、クラウドサービスを可能な範囲で活用し、各取締役が閲覧できるよう整備・保存する。
 - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
 - i. 「高島グループリスクマネジメント方針」に基づき、社長執行役員をリスクマネジメント最高責任者として、リスク管理を行う。
 - ii. 経営戦略リスクについては、取締役会の責任で検討・対応決定を行う。
 - iii. 業務継続リスクについては、リスク管理委員会規定に基づき、経営管理本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を開催して定期的にリスクの見直し・検討を行い、社長執行役員に提言を行うことにより、総合的なリスク管理を推進する。
 - iv. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
 - v. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
 - vi. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
 - vii. 顧客対応リスクについては、事業担当執行役員がリスクの見直し・検討を行い、必要な対策を策定し、「業務分掌別責任・権限規定」に基づく手続を行った上で責任を持って対処する。

- viii. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「業務分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書による決裁手続を行った上で責任を持って対処する。
 - ix. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当る。
 - x. 重大な問題が発生した場合は、リスク管理委員会規定に基づき「緊急リスク管理委員会」を開催し、その全容と真の原因を早期に徹底究明し、適正に問題解決に当たるとともに、実効性のある再発防止策を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「業務分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
 - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「高島グループコンプライアンスメッセージ」に則した業務遂行を常に意識し、「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」「独占禁止法コンプライアンス宣言」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
 - ii. 「コンプライアンスプログラム」を策定し、社員に定期的な研修を行うことで、関連法規等の啓発を行うとともに、コンプライアンス意識向上を促進する。
 - iii. 内部監査部門はその独立性・専門性を保つとともに、社長直轄の組織としてその指示・命令に従うと同時に、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、監査等委員及び監査等委員会による指示・命令に従い緊密に連携する。（デュアルレポーティングライン体制）
 - iv. 不適合な事実があった場合又は社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は監査等委員会による調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
 - v. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 業務プロセスを規定化し、規定に基づく業務遂行を行うことで業務の適正を確保する。
 - ii. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り、業務の適正を確保する。

- iii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
 - iv. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本方針」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
 - v. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的又は、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
 - vi. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - vii. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前に当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「業務分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
 - viii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
 - ix. 監査等委員会はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役及び監査等委員からなる連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査等委員会の補助使用人等及びその独立性、指示の実効性の確保に関する体制
- i. 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員職務遂行補佐員を配置するものとする。
 - ii. 補助使用人等の選任に際し会社は監査等委員会と協議しこれを決定するものとする。補助使用人等としての業務に関する評価は、監査等委員会の長が行う。補助使用人が他部署等と兼任しいずれの業務も行う場合、総合的な評価は他部署等の業務の評価と補助使用人等としての評価を合わせ、監査等委員会の長の同意を得て決定する。
 - iii. 補助使用人等に対する指揮命令は監査等委員が行うものとし、監査等委員以外の取締役その他使用人の指揮命令は受けないものとする。
 - iv. 補助使用人等がその業務に従事していること、またはその業務内容を理由に、補助使用人等に対して不当な評価をしてはならない。
- (8) 取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実気づいた時は、適切に対応するとともに監査等委員会に報告する。
 - ii. 経営会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査等委員会へ報告する。

- iii. グループ会社の監査役は、役員及び使用人から会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実についての報告を受けた時は、適切に対応するとともに、監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- (9) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i. 監査等委員会に対して、(8)の報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - i. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる。
 - ii. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i. 特定取締役及び内部監査部門は監査等委員会との連携を密にとり、効率的な監査等委員会監査が行われるよう体制を整備する。また監査等委員会は、内部監査部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的かつ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
 - ii. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に連絡会合を持ち監査等委員会が必要な情報を得られるよう配慮する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」につきまして、以下のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、策定した「コンプライアンスプログラム」の推進、見直しの実施を行うとともに、グループ役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、定期的開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

(2) リスク管理

毎月当社グループ全拠点からの報告をもとにリスクのレビューを行い、企業報告に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において情報の共有を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

(4) 内部監査体制

当社の内部監査統括部門が監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(5) 監査等委員会監査体制

常勤監査等委員が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施いたしました。また、監査等委員会（当期中に14回開催）のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打ち合わせを行い、相互連携を図りました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「戦略的投資を伴う持続的成長企業」を目指し、成長投資を拡大させる一方で、資本効率性を意識し、株主還元を実施することを基本方針とし、具体的には、連結配当性向40%以上の配当を毎期行い、総還元性向50%を目標に機動的な自己株式の取得・消却を実施します。また、株主の皆様への安定的な還元を念頭に、総還元額の下限を5億円としています。

当期におきましては、1株当たり60円の配当（うち中間配当20円、期末配当25円、特別配当15円）を予定しており、親会社株主に帰属する当期純利益4,832百万円を基準とした場合、連結配当性向は22.0%となります。

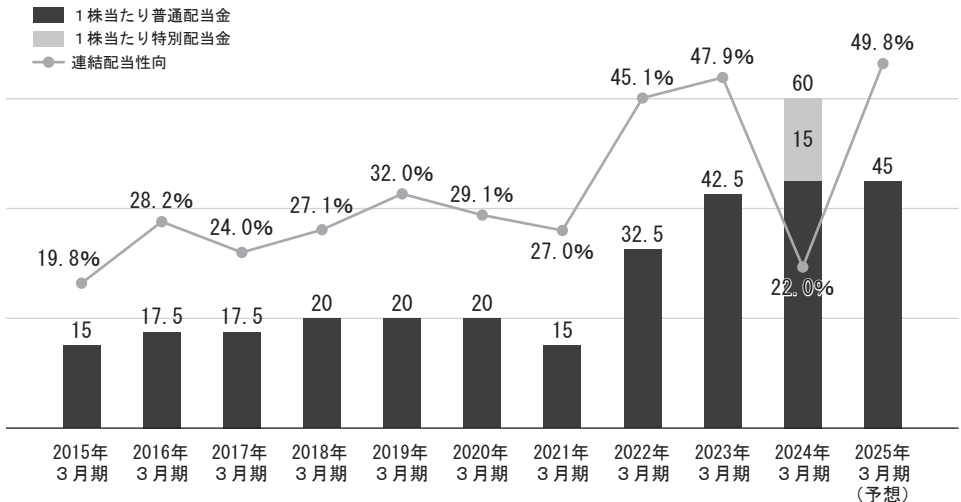
また、2023年11月度に取得終了している自己株式99百万円と合わせ、2023年12月14日付の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」の通り、800百万円を上限とした自己株式の公開買い付けを行っており、1株当たり60円の年間配当と合わせ総還元性向は40.4%となります。

年間の利益配分の基本方針である連結配当性向40%以上、総還元性向50%を下回ることでありますが、これは、持続的な成長に向けた事業投資に充当し更に企業価値を高めるという観点から、第4四半期連結会計期間に実施した賃貸ホテルの売却による収入を2023年5月23日に開示いたしました岩水開発㈱の株式取得のために調達した短期借入金の弁済、及び将来の成長戦略の実現に向けた投資に充当することとしたためであります。親会社株主に帰属する当期純利益から当該固定資産の譲渡による特別利益の影響額を除いて計算した中間配当と2023年11月29日開示の取得終了の自己株式及び普通配当の連結配当性向は概ね52.3%、総還元性向は概ね58.5%となります。

2025年3月期におきましては、1株当たり45円の年間配当を予定しており、業績予想に基づく連結配当性向は49.8%となります。

(単位：円)

年間配当の推移



※2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、2016年度以前の1株当たり配当額は、株式併合後の金額で表示しております。
※2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しており、2023年度以前の1株当たり配当額は、株式分割後の金額で表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	43,877	流 動 負 債	32,349
現金及び預金	12,371	支払手形及び買掛金	16,647
受取手形	3,110	電子記録債務	5,585
売掛金	16,697	短期借入金	1,341
電子記録債権	2,334	契約負債	504
契約資産	1,295	1年内償還予定の社債	10
商品及び製品	4,971	1年内返済予定の長期借入金	3,465
仕掛品	152	未払費用	852
原材料及び貯蔵品	1,367	未払法人税等	2,375
前渡金	19	前受金	0
前払費用	92	未払消費税等	337
未収入金	1,014	賞与引当金	773
その他	483	役員賞与引当金	103
貸倒引当金	△33	その他	350
固 定 資 産	16,531	固 定 負 債	4,481
有 形 固 定 資 産	4,762	社 債	20
建物及び構築物	1,734	長期借入金	2,095
機械装置及び運搬具	1,226	繰延税金負債	349
工具、器具及び備品	186	再評価に係る繰延税金負債	14
土地	1,569	退職給付に係る負債	146
リース資産	35	その他	1,855
建設仮勘定	11	負 債 合 計	36,830
無 形 固 定 資 産	6,609	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	544	株 主 資 本	21,649
ソフトウェア仮勘定	56	資 本 金	3,801
のれん	5,611	資 本 剰 余 金	1,553
顧客関連資産	380	利 益 剰 余 金	16,898
その他	18	自 己 株 式	△603
投 資 そ の 他 の 資 産	5,159	その他の包括利益累計額	1,929
投資有価証券	2,862	その他有価証券評価差額金	867
長期貸付金	42	土地再評価差額金	32
長期営業債権	118	為替換算調整勘定	931
退職給付に係る資産	435	退職給付に係る調整累計額	98
繰延税金資産	163	純 資 産 合 計	23,578
その他	1,691	負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,409
貸倒引当金	△154		
資 産 合 計	60,409		

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	90,120
売 上 原 価	77,829
売 上 総 利 益	12,291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,543
営 業 利 益	1,748
営 業 外 収 益	365
受 取 利 息	80
受 取 配 当 金	130
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2
為 替 差 益	61
貸 倒 引 当 金 戻 入	4
助 成 金 収 入	2
雑 収 入	82
営 業 外 費 用	108
支 払 利 息	89
雑 支 出	19
経 常 利 益	2,004
特 別 利 益	5,462
固 定 資 産 売 却 益	4,773
投 資 有 価 証 券 売 却 益	625
保 険 解 約 返 戻 金	22
受 取 保 険 金	40
特 別 損 失	152
固 定 資 産 除 却 損	38
投 資 有 価 証 券 売 却 損	11
子 会 社 清 算 損	102
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,314
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,715
法 人 税 等 調 整 額	△233
当 期 純 利 益	4,832
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,832

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日残高	3,801	1,637	12,482	△47	17,874
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△801		△801
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,832		4,832
自己株式の取得				△660	△660
自己株式の処分		4		14	19
自己株式の消却		△89		89	-
土地再評価差額金の取崩			385		385
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△84	4,416	△556	3,775
2024年3月31日残高	3,801	1,553	16,898	△603	21,649

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2023年4月1日残高	704	417	555	△12	1,665	19,539
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△801
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,832
自己株式の取得						△660
自己株式の処分						19
自己株式の消却						-
土地再評価差額金の取崩						385
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	162	△385	375	111	263	263
当期変動額合計	162	△385	375	111	263	4,039
2024年3月31日残高	867	32	931	98	1,929	23,578

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	29,845	流 動 負 債	25,967
現金及び預金	7,685	買掛金	13,631
受取手形	1,988	電子記録債務	4,976
売掛金	10,802	契約負債	277
電子記録債権	1,873	1年内返済予定の長期借入金	3,120
契約資産	791	関係会社預り金	432
商品	2,046	未払金	78
前渡金	4	未払費用	363
前払費用	43	未払法人税等	2,162
関係会社預け金	3,449	未払消費税等	212
未収入金	1,056	リース債務	3
その他	321	預り金	54
貸倒引当金	△217	賞与引当金	524
固 定 資 産	15,837	役員賞与引当金	100
有 形 固 定 資 産	383	その他	32
建物	59	固 定 負 債	1,517
構築物	0	長期リース債務	11
機械及び装置	20	預り保証金	1,481
工具、器具及び備品	95	繰延税金負債	2
土地	194	再評価に係る繰延税金負債	3
リース資産	13	その他	18
無 形 固 定 資 産	558	負 債 合 計	27,485
ソフトウェア	492	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	56	株 主 資 本	17,463
施設利用権等	10	資本金	3,801
投 資 そ の 他 の 資 産	14,895	資本剰余金	1,553
投資有価証券	2,698	資本準備金	950
関係会社株式	10,462	その他資本剰余金	602
従業員長期貸付金	3	利 益 剰 余 金	12,713
敷金及び保証金	1,393	その他利益剰余金	12,713
前払年金費用	279	別途積立金	700
長期営業債権	106	繰越利益剰余金	12,013
その他	52	自 己 株 式	△603
貸倒引当金	△101	評価・換算差額等	734
資 産 合 計	45,683	その他有価証券評価差額金	876
		土地再評価差額金	△142
		純 資 産 合 計	18,198
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,683

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	58,112
売 上 原 価	51,725
売 上 総 利 益	6,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,397
営 業 利 益	989
営 業 外 収 益	420
受 取 利 息	57
受 取 配 当 金	198
債 却 債 権 取 立 益	0
為 替 差 益	76
貸 倒 引 当 金 戻 入	19
雑 収 入	68
営 業 外 費 用	41
支 払 利 息	36
雑 支 出	5
経 常 利 益	1,368
特 別 利 益	5,315
固 定 資 産 売 却 益	4,771
有 価 証 券 売 却 益	544
特 別 損 失	24
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入	24
税 引 前 当 期 純 利 益	6,658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,256
法 人 税 等 調 整 額	△293
当 期 純 利 益	4,695

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金					
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
2023年4月1日残高	3,801	950	686	1,637	700	7,733	8,433	△47	13,824	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△801	△801		△801	
当期純利益						4,695	4,695		4,695	
自己株式の取得								△660	△660	
自己株式の処分			4	4				14	19	
自己株式の消却			△89	△89				89	-	
土地再評価差額金の取崩						385	385		385	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△84	△84	-	4,279	4,279	△556	3,638	
2024年3月31日残高	3,801	950	602	1,553	700	12,013	12,713	△603	17,463	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日残高	700	243	943	14,768
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△801
当期純利益				4,695
自己株式の取得				△660
自己株式の処分				19
自己株式の消却				-
土地再評価差額金の取崩				385
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	175	△385	△209	△209
当期変動額合計	175	△385	△209	3,429
2024年3月31日残高	876	△142	734	18,198

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

高島株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣雅弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島悠史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

高島株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 悠史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

高 島 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員（社外取締役） 宇 治 田 明 史^印
監査等委員（社外取締役） 桃 崎 有 治^印
監査等委員（社外取締役） 篠 連^印
監査等委員（社外取締役） 青 木 寧^印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

たかしま こういち
高島 幸一

(1952年8月8日生)

再任

所有する当社の株式数
252,921株
在任年数
22年
取締役会出席状況
14/14回

[略歴、当社における地位及び担当]

1978年2月	プロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社	2003年6月	代表取締役副社長
2000年7月	プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク エクスターナル・リレーションズディレクター	2004年6月	代表取締役社長
2002年6月	当社入社	2016年4月	代表取締役社長兼産業ソリューション事業本部長
2002年6月	取締役副社長	2016年6月	代表取締役社長兼社長執行役員兼産業ソリューション事業本部長
		2018年4月	代表取締役社長兼社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

高島幸一氏は、国際・国内マーケティング、営業部門等の業務経験を経て、当社に2002年に入社し、経営的立場での豊富な経験を有しております。2004年以来当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

2

ごとうとしお
後藤 俊夫

(1959年12月12日生)

再任

所有する当社の株式数
101,849株
在任年数
12年
取締役会出席状況
14/14回

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年4月	当社入社	2018年4月	当社取締役兼常務グループ執行役員
1997年10月	当社経営企画室付課長兼iTak (International) Limited 代表取締役社長		iTak (International) Limited 代表取締役社長
2003年4月	当社電子デバイス担当ディレクター兼iTak (International) Limited 代表取締役社長	2020年4月	取締役兼常務グループ執行役員デバイスソリューション事業本部長兼iTak (International) Limited 代表取締役社長
2009年4月	iTak (International) Limited 代表取締役社長	2021年4月	取締役兼常務執行役員電子・デバイス事業本部長兼iTak (International) Limited 代表取締役社長
2012年6月	当社取締役兼iTak (International) Limited 代表取締役社長	2023年4月	取締役兼専務執行役員電子・デバイス事業本部長兼iTak (International) Limited 代表取締役社長
2016年6月	当社取締役兼グループ執行役員iTak (International) Limited 代表取締役社長	2024年4月	取締役兼専務執行役員電子・デバイス事業本部長兼iTak (International) Limited 代表取締役社長兼高島インダストリーズ株式会社取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

後藤俊夫氏は、国際営業部門での業務経験を経て、経営的立場で豊富な経験を有しております。2012年以来当社取締役として、電子・デバイス事業を統括する立場で、国際的事業展開の推進等で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

3

やまもと
山本あきら
明

(1963年2月9日生)

再任

所有する当社の株式数
29,445株

在任年数
6年

取締役会出席状況
14/14回

[略歴、当社における地位及び担当]

1987年4月	株式会社大阪東通（現株式会社関西東通）入社	2017年4月	執行役員建材ソリューション事業本部
1991年10月	丸紅合樹製品株式会社（現丸紅ブラックス株式会社）入社	2018年4月	東日本統括部長 執行役員建材ソリューション事業本部副本部長兼東日本統括部長
2010年2月	当社入社 建材事業本部 特販推進大阪ビジネスユニットマネージャー	2018年6月	取締役兼執行役員建材ソリューション事業本部副本部長兼東日本統括部長
2011年4月	建材事業本部中国営業所長	2020年4月	取締役兼執行役員建材ソリューション事業本部長
2013年4月	建材事業本部西日本統括部副統括部長	2021年4月	取締役兼常務執行役員建材事業本部長
2014年4月	建材事業本部東日本統括部長	2024年4月	取締役兼専務執行役員建材事業本部長（現任）
2016年6月	東建エンジニアリング株式会社監査役（現任）		

取締役候補者とした理由

山本明氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2017年より当社執行役員として、建材事業の最重要分野を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは、当社取締役として、引き続き建材事業の最重要分野を統括する立場として、2020年4月からは建材事業全体を統括する立場として、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

4

すず き たか ひろ
鈴木 隆 博

(1968年10月20日生)

再任

所有する当社の株式数
29,837株

在任年数

6年

取締役会出席状況

14/14回

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1991年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2018年6月	取締役兼執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長
2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）業務推進部調査役	2019年3月	取締役兼執行役員経営管理本部長兼 iTak (International) Limited 取締役
2007年4月	K F i 株式会社（現東京国際コンサルティング株式会社）エグゼクティブコンサルタント	2019年9月	取締役兼執行役員経営管理本部長兼総務・人事統括部長兼 iTak (International) Limited 取締役
2014年6月	株式会社 L T C B ネットワークス マネージングディレクター	2021年4月	取締役兼常務執行役員経営管理本部長兼 iTak (International) Limited 取締役
2015年12月	当社入社 内部監査統括部副統括部長	2022年3月	取締役兼常務執行役員経営管理本部長（現任）
2016年1月	内部監査統括部長		
2017年4月	執行役員内部監査統括部長		
2018年4月	執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長		

取締役候補者とした理由

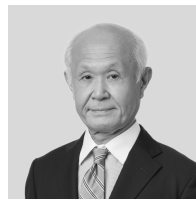
鈴木隆博氏は、金融、コンサルティング等の営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2017年より当社執行役員として、内部監査部門を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは当社取締役として、経営管理部門を統括する立場で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者の所有する当社の株式数には、高島役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員の職責が増大しその実効性向上を図るため1名増員し監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

う じ た あ き ふ み
宇治田 明 史 (1957年8月5日生)

再 任

社 外
独 立

所有する当社の株式数
2,427株
在任年数
2年
取締役会出席状況
14/14回
監査等委員会出席状況
14/14回

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1980年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2011年8月	同社取締役 執行役員 管理本部長
1999年1月	同行 ニューヨーク支店副支店長	2017年6月	同社取締役 上席執行役員 管理本部長
2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）米州事務第一部部長	2021年6月	同社取締役 常務執行役員 管理本部管掌
2009年5月	株式会社サカタのタネ 入社	2021年8月	同社取締役 常務執行役員 管理本部管掌 退任
2009年6月	同社執行役員 経理部長	2021年8月	同社コーポレートガバナンスアドバイザー（顧問職）
		2022年6月	当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宇治田明史氏は、29年間にわたる金融機関での業務経験と事業会社での10年間の役員経験を有しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

2

もも さき ゆう じ
桃 崎 有 治 (1950年12月18日生)

再 任

社 外
独 立

[略歴、当社における地位及び担当]

所有する当社の株式数	1978年10月	監査法人西方会計士事務所 (現有限責任監査法人トーマツ)入所	2015年1月	桃崎有治公認会計士事務所 開設、代表(現任)
0株	1991年7月	有限責任監査法人トーマツ 社員	2015年6月	大林道路株式会社社外監査 役
在任年数	1998年7月	同監査法人代表社員		OSJBホールディングス株式 会社社外監査役
8年	2004年2月	同監査法人東京事務所経営 委員会委員		株式会社ベネフィット・ワ ン社外取締役
取締役会出席状況	2008年3月	同監査法人業務管理本部本 部長兼経営会議オブザーバ ー	2016年6月	当社社外取締役(監査等委 員)(現任)
13/14回	2012年1月	トーマツグループ(監査法 人・税理士法人・コンサル ティング子会社・FA子会 社)最高情報責任者	2021年9月	株式会社プロジェクトホー ルディングス社外取締役 (監査等委員)(現任)
監査等委員会出席状況				
14/14回				

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

桃崎有治氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

3

しの
篠

れん
連

(1957年2月26日生)

再任

社外
独立

所有する当社の株式数
0株

在任年数

6年

取締役会出席状況

14/14回

監査等委員会出席状況

14/14回

[略歴、当社における地位及び担当]

1986年10月	司法試験合格	2016年6月	シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
1989年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）		
1990年1月	光和総合法律事務所設立に参加	2018年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
	光和総合法律事務所パートナー弁護士（現任）	2019年6月	前田建設工業株式会社社外監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

篠連氏は、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。法的側面からの視点で当社の経営ガバナンスの向上に貢献し得る人物と評価しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、かかる点を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

4

あおき
青木

やすし
寧 (1955年4月16日生)

再任
社外
独立

所有する当社の株式数
8,000株

在任年数
4年

取締役会出席状況
14/14回

監査等委員会出席状況
14/14回

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年4月	花王石鹼株式会社（現花王株式会社）入社	2014年3月	花王株式会社人材開発部門統括兼株式会社カネボウ化粧品代表取締役 取締役会議長
2000年2月	同社人事部門組織・企画グループ部長		
2004年3月	同社人事開発部門統括	2015年3月	花王株式会社常務執行役員
2006年6月	同社執行役員	2020年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2011年3月	株式会社カネボウ化粧品取締役常務執行役員人事総務部門統括		

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青木寧氏は、人事・総務・企画部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

5

さかもと しゅういち
坂本 修一

(1957年10月13日生)

新任

社外

所有する当社の株式数
0株

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1981年4月	旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社	2016年4月	同社常務執行役員（経営企画・経理財務・IT・IR担当）CFO
2003年12月	旭化成ケミカルズ株式会社AN事業部AN営業部長	2016年6月	同社取締役常務執行役員（経営企画・経理財務・IT・IR担当）CFO
2011年4月	同社執行役員機能樹脂事業部長	2019年4月	同社取締役専務執行役員（ヘルスケア領域担当）
2014年4月	同社取締役常務執行役員AN事業部長	2023年4月	同社取締役
2014年11月	旭化成株式会社上席執行役員経営戦略室長	2023年6月	同社顧問（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂本修一氏は、石油化学及びヘルスケア領域での事業経験、また経営企画・経理財務・IT部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社に間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、宇治田明史氏、桃崎有治氏、篠連氏、青木寧氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。4氏の再任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であります。また、坂本修一氏の選任が承認された場合は同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、宇治田明史氏、桃崎有治氏、篠連氏、青木寧氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。4氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者の所有する当社の株式数には、高島役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
6. 監査等委員である取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

候補者の独立性について

宇治田明史氏は、過去に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほ銀行の業務執行者であったことがあります。2010年3月に同行を退行しております。

坂本修一氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である旭化成株式会社の業務執行者であったことがあります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社は、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年20,000株以内（ただし、2023年9月30日を基準日として、同年10月1日をもって、当社の普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割をしたことに伴い、当該総数は、年80,000株以内となっております。）と承認いただいております。

今般、当社の社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下本議案において同じ。）においても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度の対象に社外取締役を追加するとともに、当該目的をより一層推し進めるため、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした本制度の内容を以下のとおり改定させていただきます。

具体的には、本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）に変更するとともに本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年96,000株以内（うち社外取締役分は年16,000株以内）に変更いたします。このほか、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、譲渡制限期間について、従来の「割当てを受けた日より当社の取締役会が予め定める地位を退任する直後の時点までの間」から「割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）」に変更いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

また、本議案における対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

現在の対象取締役は4名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も、対象取締役は引き続き4名となります。

なお、変更後の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は以下のとおりです。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第128回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議していただき現在に至っておりますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役の人数は現在の4名から5名に増員となること、また監査等委員の職責が増大しておりその職責にふさわしい報酬水準にすべく、年額80百万円以内に改定したいと存じます。なお、当該改定につきましては、事業報告に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針に整合しており、相当であると考えております。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第4号議案が原案どおり承認可決されますと当社の監査等委員である取締役の報酬額は、年額80百万円以内となりますが、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査等委員である取締役に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額10百万円以内といたします。また、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役5名）となります。

また、監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年16,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、第3号議案「取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく監査等委員である取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月下旬
基 準 日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵 便 物 送 付 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電 話 照 会 先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
1 単 元 の 株 式 の 数	100株
ホームページアドレス	https://www.tak.co.jp/ja/index.html

~~~~~

●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

# 〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都文京区湯島一丁目7番5号  
東京ガーデンパレス2階 「天空B」



## ◎交通機関のご案内

JR中央線（快速）、中央・総武線（各駅停車）

…………… 御茶ノ水駅 聖橋口より 徒歩 6分

## 地下鉄

東京メトロ 丸ノ内線 …………… 御茶ノ水駅 1番出入口より 徒歩 7分

東京メトロ 千代田線 …………… 新御茶ノ水駅 B1番出入口より 徒歩 7分